

# 新居浜工業高等専門学校授業内容及び教育方法等の改善に関する実施要項

令和7年12月12日要項第1号

## (趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下、「本校」という。）教務委員会規程第2条第5号の規定に基づき、本校の教員の授業内容及び教育方法等の改善（ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。））を図るため、その実施体制及び内容並びに方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象者)

第2条 本校の常勤教員を対象とする。ただし、必要に応じて常勤教員以外の者を対象とすることがある。

## (実施体制)

第3条 本校教務委員会がFDの企画・実施・検証・改善を図るものとする。ただし、授業内容及び教育方法等の改善以外に関する研修（例：ハラスマント研修等）については副校長（総務企画担当）が担当する。

## (実施内容及び方法)

第4条 教員は、以下の各号に掲げる要件に基づき公開授業を実施する。実施にあたり、事前に別紙様式1の授業公開申告書を学生課教務係に提出すること。学内への周知は学生課教務係から行う。実施後は、別紙様式2の公開授業実施報告書を速やかに学生課教務係に提出すること。

（1）新任教員については、採用年度において最低1回は公開授業を実施すること。ただし、採用年度に実施することが困難であると教務主事が認めた場合は採用年度の翌年度において実施することができる。

（2）前号の新任教員とは別に、各学科・科において年度内で1回以上は公開授業を実施し、各学科・科において各教員が均等に実施するよう努めること。

（3）原則として、卒業研究以外の授業にて公開授業を実施すること。ただし、卒業研究の公開授業がFDの趣旨に沿った内容であり、かつ教育方法の改善に資する場合はこの限りでない。

2 各学科・科の教員は以下の輪番にて毎年度、教員会において教育改善報告を実施すること。輪番は、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、生物応用化学科、環境材料工学科、一般教養科、数理科とする。

3 授業内容及び教育方法等の改善に関する研修であって、第1項及び第2項に該当しないものについても、本校教務委員会において審議の上必要に応じて実施する。

## (検証・改善)

第5条 年度末の教務委員会において当該年度のFDの実施報告を行い、内容及び方法について検証及び改善を行うものとする。

## 附 則

この要項は、令和7年12月12日から施行する。

## 授業公開申告書

令和 年 月 日

所 属  
職・氏名  
学科・科主任氏名

下記の授業について、公開します。

記

1. 科目名：

2. 対象学年：

3. 担当者：

4. 日 時：

5. 場 所：

6. 授業形態：

7. 内 容：

8. その他：

## 公開授業実施報告書

令和 年 月 日

所 属  
職・氏名  
学科・科主任氏名

下記のとおり、公開授業を実施しましたので報告します。

### 記

1. 科目名：

2. 対象学年：

3. 担当者：

4. 日時：

5. 場所：

6. 授業形態

7. 内容

(1) 授業内容

(2) 参観者用資料

(3) 授業感想及び参観者コメント

(4) その他